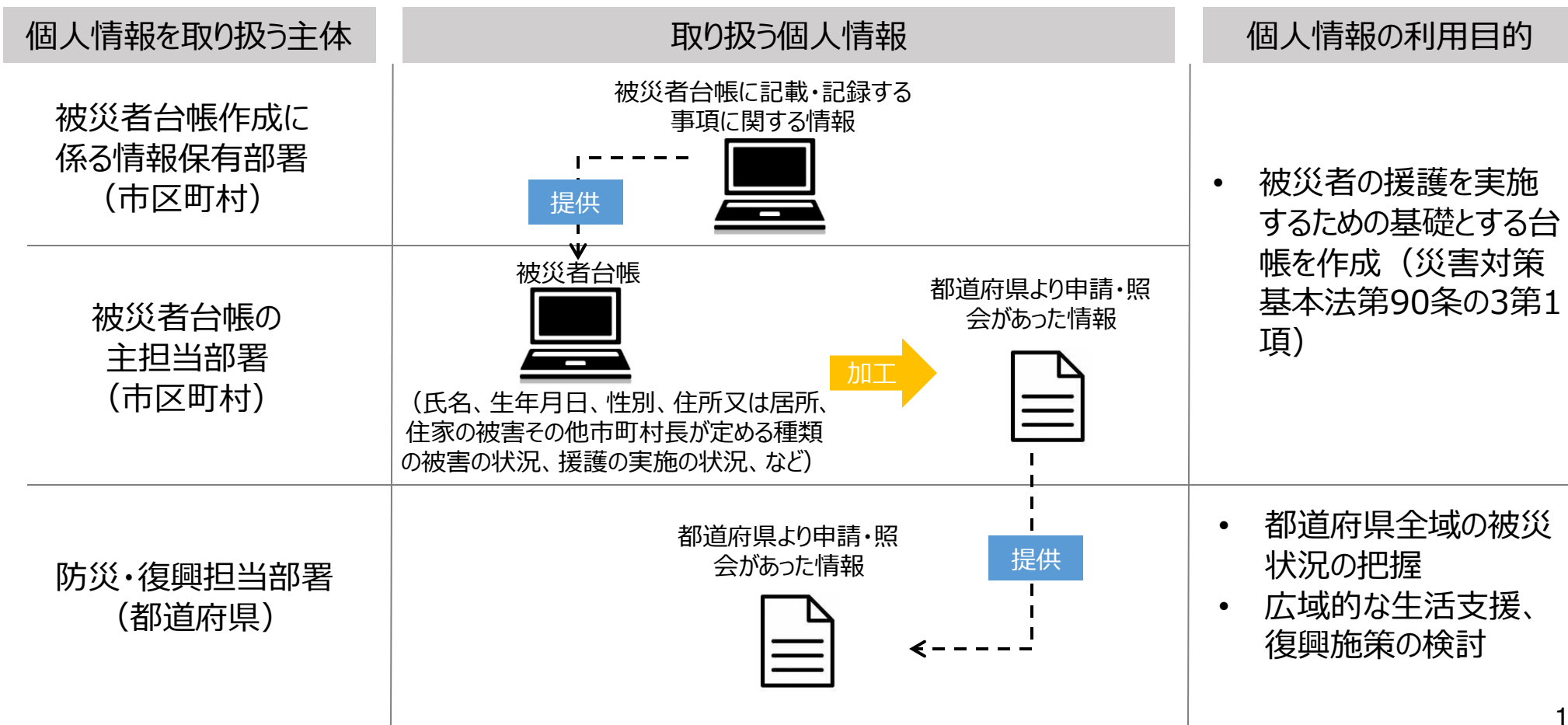


- 被災者台帳の主担当部署は、被災者台帳作成に係る情報保有部署（被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報を有する部署又は発災後に当該情報を作成若しくは収集する部署）より情報を集約し、被災者台帳を作成した。
- 都道府県は、市区町村の被災者台帳の情報を集約し、都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討に活用した。





## 関係条文等

- 災害対策基本法**第90条の3**において**被災者台帳の作成**について、**第90条の4**において**台帳情報の利用及び提供**についてそれぞれ規定されている。



## 指針の方向性

- 災害対策基本法第90条の3第1項、第3項及び第90条の4第1項第3号に基づき、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成し、他の地方公共団体に提供、援護に必要な限度で利用することが可能である。
- 加えて、**被災者台帳の作成等に関する実務指針（以下、実務指針という）**では、他の地方公共団体に対する提供として、例えば下記のような記載があり、被災者台帳の情報について、その取扱い方法を明示しているところ。
  - 被災者台帳作成市町村は、他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な限度で、本人同意がなくとも、当該地方公共団体に台帳情報を提供することができる。
  - 提供の申請対応に当たっては、申請者の利用目的を十分に確認し、目的が適切と確認できない場合には、提供を控える。
- 実務指針について、より一層の理解促進に努めることが重要であると認識しており、「**防災分野における個人情報取扱いに関する指針**」の中で**実務指針を参照するよう記載し、本指針の周知にあわせて内容の周知を図ること**としたい。



(被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 (省略)

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。



(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



(他の地方公共団体に対する提供)

- 被災者の援護は、被災市町村以外の地方公共団体においても実施されることがあるが、被災者の情報が集約された台帳情報はその援護の実施に当たり有用であることから、法第 90 条の 4 第 1 項第 3 号により、台帳作成市町村は他の地方公共団体に台帳情報を提供することができる。
- 台帳情報の提供に当たっては、他の地方公共団体からなされる申請に応じ、これを適当と認める場合は提供すること。
- 申請書には、規則第 8 条の 6 第 1 項各号に定められた内容を記載し、台帳情報の利用目的を明らかにするものとし、目的が適切と確認できない場合には、提供を控えること。
- 他の地方公共団体へ台帳情報を提供する場合は、必ずしも公印押印を必要とするものではない。
- 申請者（他の地方公共団体）へ提供した台帳情報を、申請者が別の地方公共団体に提供することは、本号の趣旨を逸脱するものであり、別の地方公共団体が当該台帳情報を利用しようとする場合には、台帳作成市町村に対し、別途台帳情報の提供の求めを行う必要がある。
- 被災者台帳にマイナンバーが記載・記録されている場合には、台帳情報からマイナンバーを除いて提供すること。
- 具体的な情報提供の手順については、「第Ⅲ章 3（3）」の提供手順例を参考にすること。なお、他の地方公共団体に対する提供には本人同意が不要なため、提供手順例の本人同意に係る手順は不要である。
- 申請書の様式については【別添 5】を使用することも可能である。なお、市町村が独自に様式を定めるものを妨げるものではない



(台帳情報の提供に関し必要な事項)

第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項